（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令の一部改正）

第三条　国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第四号書式	第四号書式

第4号書式

（表　　面）

国庫金送金通知書

令和　　年　　月　　日発行

右の金額を次の金融機関でお受け取り下さい。

（注意事項）

1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払いを受けたときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払いできないことになりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管して下さい。

2　この通知書を亡失したときは、ただちに上記の銀行又は郵便局に支払いの停止を請求して下さい。この場合、その支払いがまだなされていないときは、上記金融機関を経由して発行官署へ届け出て下さい。

（裏面につづく）

銀行　　店

郵便局

（受取人　住所　氏名）

○裏面の領収証にご記入のうえ窓口へお出し下さい。

（官署の所在地及び官署名）

（資格　官職　氏名　　）

金額

（事由　　）

番号

備考

（日付）

第4号書式

（表　　面）

国庫金送金通知書

令和　　年　　月　　日発行

右の金額を次の金融機関でお受け取り下さい。

（注意事項）

1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払いを受けたときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払いできないことになりますので、払渡しを受けるまでは大切に保管して下さい。

2　この通知書を亡失したときは、ただちに上記の銀行又は郵便局に支払いの停止を請求して下さい。この場合、その支払いがまだなされていないときは、上記金融機関を経由して発行官署へ届け出て下さい。

（裏面につづく）

銀行　　店

郵便局

（受取人　住所　氏名）

○裏面の領収証にご記入のうえ窓口へお出し下さい。

（官署の所在地及び官署名）

（資格　官職　氏名　　）

金額

（事由　　）

番号

備考

（日付）